

2 水管第 1482 号
令和 2 年 10 月 30 日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
（諮問第 340 号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定の例により、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定の例により、貴審議会の意見を求める。

また、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の漁獲可能量に関する令和 3 管理年度における留保枠からの配分及び数量の融通について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定の例により、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定め、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年十二月一日

農林水産大臣 野上浩太郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 さんま

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

264,000トン

- 1 -

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	27,600
岩手県	3,700
宮城県	現行水準
千葉県	現行水準
石川県	現行水準
静岡県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準

- 2 -

和歌山県	現行水準
高知県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
北太平洋さんま漁業	205,500
さんまその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 まあじ

- 3 -

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

150,800トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	現行水準
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準
秋田県	現行水準
山形県	現行水準

- 4 -

福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
大阪府	現行水準

- 5 -

兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	20,900
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
山口県	2,600
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準

- 6 -

長崎県	18,200
熊本県	現行水準
大分県	2,700
宮崎県	2,900
鹿児島県	2,800

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大中型まき網漁業	41,900
まあじその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

- 7 -

第三 まいわし太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

973,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	36,000
青森県	現行水準
岩手県	14,400
宮城県	34,400
福島県	現行水準

- 8 -

茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	60,000
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準

- 9 -

大分県	現行水準
宮崎県	2,500

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大中型まき網漁業	513,800
まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四 まいわし対馬暖流系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

77,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	6,700
石川県	16,800
福井県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準

- 11 -

島根県	20,900
山口県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	現行水準
熊本県	現行水準
鹿児島県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
大中型まき網漁業	1,900

- 12 -

まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

令和3管理年度（令和3年1月～令和3年12月）さんま 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分等について（案）

令和2年10月
水産庁

1 TAC

264,000 トン

設定の考え方

令和3年の北太平洋漁業委員会（NPF C）の保存管理措置は本年6月のNPF C年次会合で議論される予定であったが、来年2月に延期された。

このため、それまでの間は、令和3管理年度のTACは暫定的に前年と等量とする。

来年2月に開催されるNPF C年次会合において、新たな資源評価に基づく漁獲枠の設定等について検討が行われる予定であり、新たな保存管理措置が決定された場合には、これらを考慮してTACの改定を行うこととする。

参考1：NPF Cにおける令和2年の保存管理措置（令和元年の年次会合で決定）概要

- ・沿岸国管轄水域を含む水域全体の漁獲量が556,250 トンを超えるべきではない。
- ・NPF C条約水域（公海）の総漁獲枠を330,000 トンとする。
- ・2020年の年次会合※1で公海での漁獲量の国別配分を議論する。
- ・各国は公海での漁獲量が2018年の実績※2を超えないよう管理する。

※1：2020年の年次会合は新型コロナの影響で、2021年2月に延期

※2：日本の2018年実績は46,859 トン

参考2：資源管理基本方針（抜粋）

- 第1 資源管理に関する基本的な事項
 - 2 資源管理に関する基本的な考え方
 - (4) 漁獲可能量による管理

国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（以下「国際資源」という。）にあつては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。

第2 資源管理の目標

- 1 資源水準の値の定め方等
 - (4) 国際資源についての資源管理の目標の定め方

(1)から(3)までの規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標を考慮して、資源管理の目標を定めるものとする。

2 漁獲シナリオ

- (2) 国際資源についての漁獲シナリオの定め方

(1)の規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている保存管理措置を考慮して、漁獲シナリオを定めるものとする。

2 配分

- (1) T A C の 10 パーセントを国の留保枠とする。なお、留保枠には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去 3 か年（平成 29 年から平成 31 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。

※（2）については、資料 7 において詳述。

3 漁獲可能量の算定方法

令和 3 年の N P F C の保存管理措置を議論する N P F C 年次会合が令和 3 年 2 月に延期されたため、暫定的に前年と等量とするが、新たな保存管理措置が決定された場合には、これを考慮して T A C を算定する。

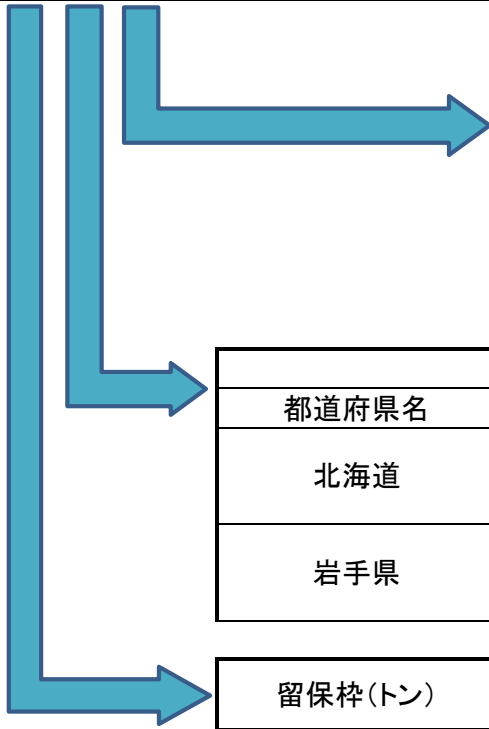
参考：さんま T A C の推移（直近 5 漁期）

単位：万トン

R3 年(案)	R2 年	H31/R1 年	H30 年	H29 年
26.4	26.4	26.4	26.4	26.4

令和3管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
さんま	264,000



大臣管理分	
指定漁業の種類	数量(トン)
北太平洋 さんま漁業	205,500

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	27,600	宮城県、千葉県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、高知県、佐賀県及び長崎県については、現行水準とする。
岩手県	3,700	

留保枠(トン)	26,400
---------	--------

令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月）まあじ 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 2 年 10 月
水 産 庁

1 TAC

（1）設定の考え方

資源は、従来から太平洋系群と対馬暖流系群に分けた資源評価が行われてきたが、資源評価における両系群の検討状況を踏まえ、それぞれの系群について、資源管理方針に関する検討会で取りまとめられた漁獲シナリオで算定されたABC（生物学的許容漁獲量）のうち日本分の合計値を、まあじTACとする。

（2）漁獲シナリオに基づく令和 3 管理年度のTAC算定方法

基本方針別紙 2 - 5（案）の漁獲シナリオに基づき、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に、まあじ太平洋系群については 0.8、まあじ対馬暖流系群については 0.95 を、それぞれ乗じた値により導かれるABC（ただし、まあじ対馬暖流系群については、これに 0.89 を乗じたものとする。）の合計値をTACとする。

（3）令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日）のTAC

特定水産資源	TAC
まあじ	150,800 トン

（参考 1）別紙 2 - 5 の漁獲シナリオ

1 まあじ太平洋系群

- (1) 目標管理基準値：60 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- (2) 限界管理基準値：15 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (3) 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.8
- (4) その他：漁獲シナリオにより算定されるABCのうち日本分は全量とする。

2 まあじ対馬暖流系群

- (1) 目標管理基準値：254 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- (2) 限界管理基準値：107 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (3) 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.95
- (4) その他：漁獲シナリオにより算定されるABCのうち日本分は 89 パーセントとする。

(参考 2) まあじ T A C の推移

単位：万トン

特定水産資源	R3 年 (案)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)	H29 年 (2017 年)
まあじ	15.1	22.3	21.3	21.7	19.8

2 配分

- (1) T A C の 25 パーセントを国の留保枠とする。なお、留保枠には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去 3 か年（平成 29 年から平成 31 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。

※ (2) については、資料 7 において詳述。

令和3管理年度まあじ漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まあじ	150,800

大臣管理分	
指定漁業の種類	数量(トン)
大中型まき網漁業	41,900

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
島根県	20,900	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
山口県	2,600	
長崎県	18,200	
大分県	2,700	
宮崎県	2,900	
鹿児島県	2,800	

留保枠(トン)	37,700
---------	--------

令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月）まいわし太平洋系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 2 年 10 月
水 産 庁

1 TAC

（1）設定の考え方

資源管理方針に関する検討会で取りまとめられた漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオに基づく令和 3 管理年度の TAC 算定方法

基本方針別紙 2 - 6（案）の漁獲シナリオに基づき、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に 1.2 を乗じた値により導かれる ABC を TAC とする。

（3）令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日）の TAC

特定水産資源	TAC
まいわし太平洋系群	973,000 トン

（参考 1）別紙 2 - 6 の漁獲シナリオ

まいわし太平洋系群

- （1）目標管理基準値：1,187 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- （2）限界管理基準値：487 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- （3）漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：1.2（2021 年から 2023 年までの間は、 $\beta = 1.2$ 。2024 年以降は $\beta = 0.85$ ）

(参考 2) まいわし T A C の推移

単位：万トン

系群（海域）	R3 年 （案）	R2 年 （2020 年）	R1 年 （2019 年）	H30 年 （2018 年）	H29 年 （2017 年）
太平洋（太平洋）	97.3	140.8	117.5	80.0	85.6
対馬暖流（日本海）	7.7	10.8	18.6		

2 配分

- （1）T A C の 25 パーセントを国の留保枠とする。なお、留保枠には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- （2）過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- （3）配分量は別紙のとおり。
- （4）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。

※（2）については、資料 7 において詳述。

令和3管理年度まいわし太平洋系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし太平洋系群	973,000

大臣管理分	
指定漁業の種類	数量(トン)
大中型まき網漁業	513,800

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	36,000	青森県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、現行水準とする。
岩手県	14,400	
宮城県	34,400	
三重県	60,000	
宮崎県	2,500	

留保枠(トン)	243,300
---------	---------

令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月）まいわし対馬暖流系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 2 年 10 月
水 産 庁

1 TAC

（1）設定の考え方

資源管理方針に関する検討会で取りまとめられた漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオに基づく令和 3 管理年度の TAC 算定方法

基本方針別紙 2 - 7（案）の漁獲シナリオに基づき、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に 0.8 を乗じた値により導かれる ABC を TAC とする。

（3）令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日）の TAC

特定水産資源	TAC
まいわし対馬暖流系群	77,000 トン

（参考 1）別紙 2 - 7 の漁獲シナリオ

まいわし対馬暖流系群

- （1）目標管理基準値：1,093 千トン（最大持続生産量を達成する親魚量）
- （2）限界管理基準値：465 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- （3）漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.8（2021 年から 2023 年までの間は、 $\beta = 0.8$ 。2024 年以降は $\beta = 0.75$ ）

(参考 2) まいわし T A C の推移

単位：万トン

系群（海域）	R3 年 （案）	R2 年 （2020 年）	R1 年 （2019 年）	H30 年 （2018 年）	H29 年 （2017 年）
太平洋（太平洋）	97.3	140.8	117.5	80.0	85.6
対馬暖流（日本海）	7.7	10.8	18.6		


2 配分

- （1）T A C の 30 パーセントを国の留保枠とする。なお、留保枠には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- （2）過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- （3）配分量は別紙のとおり。
- （4）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。


※（2）については、資料 7 において詳述。

令和3管理年度まいわし対馬暖流系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし対馬暖流系群	77,000



大臣管理分	
指定漁業の種類	数量(トン)
大中型まき網漁業	1,900



知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
富山県	6,700	秋田県、山形県、新潟県、福井県、京都府、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県については、現行水準とする。
石川県	16,800	
島根県	20,900	



留保枠(トン)	23,100
---------	--------

漁獲可能量に係る留保枠からの配分及び数量の融通について (まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群)

1 背景

- (1) これまで、まいわし、まあじ、まさば及びごまさばの漁獲可能量に係る留保枠からの配分のうち、行政庁の恣意性のない機械的な留保枠からの配分として、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に規定されたルールに則って行うものについては、これに伴う基本計画の変更について、水産政策審議会（以下「審議会」という。）への事後報告で対応できることとされてきた（審議会第98回資源管理分科会（令和元年12月4日）資料2-6）。
- (2) 他方、これら第一種特定海洋生物資源の漁獲可能量に係る都道府県間又は指定漁業等と都道府県との間での数量の融通については、関係者間の協議が調った場合において、事前に審議会の意見を聞いた上で、当該協議結果を反映した漁獲可能量に変更してきた。

2 今後の取扱い

- (1) 上記1(1)に係る留保枠からの配分に関しては、①今般、改正後の漁業法第11条第1項の資源管理基本方針を変更して新たに策定する資源ごとの別紙2に、まあじ（別紙2-5）、まいわし太平洋系群（別紙2-6）及びまいわし対馬暖流系群（別紙2-7）のそれぞれ第6の4において、これまでと同様の内容の国の留保枠からの配分ルールを規定することとし、②当該ルールに基づく配分に伴う数量の変更については、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (2) 上記1(2)のこれら特定水産資源の漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、審議会には事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する（改正後の漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（改正後の漁業法第15条第6項において準用する同条第4項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、改正後の漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記2によるもの以外の数量変更の取扱い

上記2(1)又は(2)によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に審議会の意見を聴く（改正後の漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。